

令和8年度《大崎市教育委員会会計年度任用職員 (学校給食調理員)》募集要項

応募資格：

次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 大崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

募集人数：1人（大崎市立古川第五小学校）

募集期間：随時募集 ※ 募集人数に達しましたら、募集を締め切ります。

申込・選考：履歴書をご用意いただき、教育総務課へご郵送ください。（窓口提出可）

履歴書を受理しましたら教育総務課から面接日程についてのご連絡をいたします。面接日当日になりましたら大崎市役所まで時間に余裕をもつてご来庁ください。

- ・履歴書は写真を貼付した市販のA4サイズ（見開きA3サイズ）のもの（アルバイト用履歴書用紙は不可。左上余白に「学校給食調理員」と朱書き）をご用意ください。
- ・貼付する写真は、申込前6か月以内に脱帽正面向き上半身を撮影した（縦4cm・横3cm）もので、本人と確認できるものとします。
- ・履歴書等は返却しませんので、必要がある場合は予め写しをとってください。

申 込 先：〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会 教育総務課（本庁舎3階）

- ・選考結果は、後日、郵送で通知します。

【問い合わせ先】大崎市教育委員会教育総務課総務担当 電話0229-23-2211

令和8年度《大崎市教育委員会会計年度任用職員 (学校給食調理員)》勤務条件

身 分	地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員です。なお、この任用は、任期の定めのない職員の採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。										
勤 務 要 件	<次に掲げる方は勤務できません> 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 2 大崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人										
任 用 期 間	任用開始日 ～ 令和9年3月31日 ※ 原則として学校休業日（長期休業日等）は勤務しませんが、清掃等のための出勤日があります。										
就 業 の 場 所	大崎市立古川第五小学校										
業 務 の 内 容	学校給食調理・洗浄作業・調理室の清掃など ※ 腸内細菌検査（検便）を月2回行います。										
始業終業時間 休 憩 時 間	1 勤務日・就業時間は学校長が決定する 平日 午前8時00分～午後4時30分のうちの実働時間7時間（週35時間） <table border="1"> <thead> <tr> <th>① 給食実施日</th><th>② 清掃等</th><th>① + ② 年間勤務日数</th><th>就業場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191日</td><td>14日</td><td>205日以内</td><td>古川第五小学校</td></tr> </tbody> </table> 2 休憩時間 60分			① 給食実施日	② 清掃等	① + ② 年間勤務日数	就業場所	191日	14日	205日以内	古川第五小学校
① 給食実施日	② 清掃等	① + ② 年間勤務日数	就業場所								
191日	14日	205日以内	古川第五小学校								
休 暇	1 年次有給休暇 採用時4～5日程度付与 2 その他の休暇 特別休暇制度あり ※病気休暇…（有給）と（無給）の場合あり ※そ の 他…（有給）忌引きなど、（有給）介護休暇など ○ 食中毒防止のため、出勤停止を命じる場合があります。										
報 酬 等	1 基本報酬（賃金） 時給 1,210円～1,330円 ※経験年数により決定 ※市の常勤職員の給与改定に準じ、報酬及び期末手当・勤勉手当が増額又は減額となる場合あり 2 賞与（期末手当） 勤務日数・時間等に応じて支給 3 通勤手当 自宅から勤務場所まで条件に応じて通勤手当額を支給 4 支払日 翌月21日（休日の場合は前日以前の平日） 5 支払方法 本人登録口座へ振込み										
退 職 に 関 する 事 項	自己都合退職の手続き 書面にて届け出ること。										
守 秘 義 務	職務上知り得た情報は、退職後においても外部にもらしてはいけません。										
そ の 他	社会保険（健康保険・厚生年金保険）・雇用保険・労災保険 加入										